

正誤表・更新情報

本書中に訂正・更新箇所等がございました。お手数をお掛けしますが、下記ご参照頂けますようお願い申しあげます（2024年8月16日）

■第3版 第1刷（2024年3月1日発行）の修正・更新箇所

頁	場所	修正前	修正後	補足	掲載
「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案」（令和5年法律第36号）が2024年4月1日より施行されたことを受け、以下の通り、本文の情報を更新いたします。					
第1章					
20	左段、上から4行目	B. 食品衛生法(条文は付録1を参照)	B. 食品衛生法(条文は付録2を参照)		24/08/16
21	第4条内	厚生労働大臣	内閣総理大臣	全2カ所	24/08/16
22	第7・9条内	薬事・食品衛生審議会	厚生科学審議会	各1カ所(合計2カ所)	24/08/16
22	右段、上から1行目	厚生労働大臣が特別な注意が必要なものとして	厚生労働大臣及び内閣総理大臣が食品衛生基準審議会の意見を聴いて、特別な注意が必要なものとして		24/08/16
23	第12～14条内	厚生労働大臣	内閣総理大臣	各1カ所(合計3カ所)	24/08/16
23	右段、下から4行目	なお、食品添加物などの規格基準に規定された製造加工基準以上の方法により製造加工する場合には、厚生労働大臣の承認が必要である旨の規定を別に告示で整備する。		赤字削除	24/08/16
23～24	第12・13・17条内	薬事・食品衛生審議会	食品衛生基準審議会	各1カ所(合計3カ所)	24/08/16
24	第18条内	厚生労働大臣	内閣総理大臣	全1カ所	24/08/16
24	第21条	食品添加物公定書は厚生労働大臣及び内閣総理大臣が作るものとされ、第13条第1項の規定により基準または規格が定められた添加物および第19条第1項の規定により基準が定められている添加物について、基準および規格を収載している。	内閣総理大臣は、食品添加物公定書を作成し、食品衛生法第13条第1項の規定により基準または規格が定められた添加物および食品表示法第4条第1項の規定により基準が定められた添加物について、基準および規格を収載している。		24/08/16
25	第58条 下から2行目	国がそれを把握する仕組みを構築した	厚生労働大臣または内閣総理大臣がそれを把握する仕組みを構築した		24/08/16
26	表2 赤字部分	HACCP制度化の対象業種	HACCP制度の対象業種	赤字削除	24/08/16
27	図7	厚生労働省	厚生労働大臣または内閣総理大臣		24/08/16
34	左段、上から11行目	1) 国際獣疫事務局(OIE)	1) 国際獣疫事務局(WOAH)	通称の略称に変更	24/08/16
第5章					
139	表10	まつたけ	マカダミアナッツ	2024年3月28日の食品表示基準の改正に対応	24/08/16
139	表10 説明文	※ 2024年1月時点で「マカダミアナッツ」を追加、「まつたけ」を削除とする改正予定		赤字削除(表10を更新したため)	24/08/16
第6章					
143	表1「食品添加物の安全性確保」の行	食品衛生法第10条により、添加物およびその製剤については厚生労働大臣が定める場合	食品衛生法第12条により、添加物およびその製剤については内閣総理大臣が定める場合		24/08/16
143	表1「食品添加物の規格基準の設定」の行	食品衛生法第11条により、厚生労働大臣は	食品衛生法第13条により、内閣総理大臣は		24/08/16
145	左段、下から6行目	厚生労働大臣および内閣総理大臣	内閣総理大臣	赤字削除	24/08/16

149	図5「指定対象のもの」内	①指定添加物(474品目) 厚生労働大臣が指定する食品添加物(天然物を含む)	①指定添加物(476品目) 内閣総理大臣が指定する食品添加物(天然物を含む)		24/08/16
149	図5 説明文	2023年3月現在.	2024年3月現在.		24/08/16
149	左段, 上から1行目	厚生労働大臣が指定した化学合成品と天然物がある. 食品衛生法施行規則別表第1「指定添加物リスト」には474品目が記載されている(2023年3月現在, 以下同様).	内閣総理大臣が指定する化学合成品と天然物がある. 食品衛生法施行規則別表第1「指定添加物リスト」には476品目が記載されている(2024年3月現在, 以下同様).		24/08/16
150	左段, 上から12行目	厚生労働大臣	内閣総理大臣		24/08/16
151	左段, 上から2行目	(本章2-D 参照).	(本章3-D 参照).		24/08/16
152	左段, 上から18行目	微弱な発がん性が認められているため, 最終食品の完成前に	微弱な発がん性が認められているため, 分解酵素カタラーゼを含む食品(釜揚げしらす, しらす干しで残存量として0.005 g/kg未満)を除き, 最終製品の完成前に		24/08/16
152	左段, 下から2行目	科学合成	化学合成		24/08/16
163	右段, 下から8行目	厚生労働大臣	内閣総理大臣		24/08/16
164	右段, 上から2行目	2023年7月4日現在, 安全性審査の手続を終えた食品は333品種, 食品添加物は80品目となっている(表19, 20).	2024年3月現在, 安全性審査の手続を終えた食品は334品種, 食品添加物は83品目となっている(表19, 20).		24/08/16
166	右段, 下から4行目	2023年7月現在, GABA含有量を高めたトマト, 可食部を増量したマダイ, 「高成長トラフグ」が,	2024年7月現在, GABA含有量を高めたトマト, 可食部を増量したマダイ, 「高成長トラフグ」などが,		24/08/16
第8章					
199	左段, 黄色の枠内の最下行		●2023(令和5)年度:特定原材料に準ずるものに「マカダミアナッツ」を追加, 「まつたけ」を削除	赤字の箇条書きを追加 2024年3月28日の食品表示基準の改正に対応	24/08/16
199	右段, 黄色の枠内の下から4行目	まつたけ	マカダミアナッツ		24/08/16
199	右段, 黄色の枠内の下から2行目	(2024年1月時点で「マカダミアナッツ」を追加, 「まつたけ」を削除とする改正予定)		赤字削除	24/08/16
付録2					
226	左段, 上から2行目	最終改正: 令和5年6月14日法律第52号	最終改正: 令和5年5月26日法律第36号		24/08/16
227	第7・9条内	薬事・食品衛生審議会	厚生科学審議会	第7条: 4カ所 第9条: 2カ所	24/08/16
227	第8条内 上から2行目	厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したもの(第3項及び第70条第1項において「指定成分等」という.)	厚生労働大臣及び内閣総理大臣が食品衛生基準審議会の意見を聴いて指定したもの(第3項及び第70条第5項において「指定成分等」という.)		24/08/16
228~231	第12・13・14・18・48条内	厚生労働大臣	内閣総理大臣	第12条: 1カ所 第13条: 3カ所 第14条: 1カ所 第18条: 2カ所 第48条: 1カ所	24/08/16
228~229	第12・13・18条内	薬事・食品衛生審議会	食品衛生基準審議会	第12条: 1カ所 第13条: 2カ所 第18条: 2カ所	24/08/16
228	第14条内	厚生労働省令	内閣府令	全1カ所	24/08/16
229	第21条内	厚生労働大臣及び内閣総理大臣	内閣総理大臣	赤字削除 全1カ所	24/08/16
233	第68条内	厚生労働大臣	厚生労働大臣及び内閣総理大臣	赤字追加 全1カ所	24/08/16

233	第73条	第73条 省略	第73条 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、第8条第2項及び第63条第5項の規定による報告の内容その他の必要な情報の交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。		24/08/16
-----	------	----------------	---	--	----------